

別添 1

畜産特別資金融通事業

第 1 事業実施主体及び事業の内容

この事業の事業実施主体は、第 2 及び第 7 の事業にあつては、平成 24 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 25 年 1 月 18 日付け 24 農畜機第 4213 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とし、第 3 から第 8 までの事業にあつては、公益社団法人中央畜産会（昭和 30 年 12 月 1 日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。以下「中央畜産会」という。）とする。

第 2 大家畜・養豚特別支援資金等融通事業

1 大家畜・養豚特別支援資金融通事業

1) 事業の種目

- (1) 大家畜及び養豚経営の改善に必要な資金及び後継者への円滑な経営継承に必要な資金（以下「大家畜・養豚特別支援資金」という。）の貸付けを行った融資機関に対する利子補給
- (2) 大家畜及び養豚経営の改善を支援するための中央大家畜・養豚特別支援協議会（以下「中央支援協議会」という。）の開催
- (3) 大家畜・養豚特別支援資金融通事業の実施に係る調査、有識者の広域的活用、大家畜及び養豚経営の改善のための指導等
- (4) 一般社団法人又は一般財団法人であつて都道府県知事が適当と認める団体（以下「県団体」という。）が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費についての補助

ア 都道府県支援協議会の開催

大家畜・養豚特別支援資金の適正かつ円滑な貸付け及び借入者の経営改善指導の支援のため、都道府県大家畜・養豚特別支援協議会（以下「都道府県支援協議会」という。）の開催、融資機関への指導助言等

イ 借入者の経営改善のための指導等

借入者の経営改善のため、借入者及び融資機関に対して、次に掲げる指導等

(ア) 大家畜・養豚経営改善計画の作成・見直し及びその達成のための指導

(イ) 借入者の経営改善のための指導に関する資料の作成

(ウ) 借入者の経営改善の進捗状況等に関する調査・分析

2) 事業の要件等

(1) 借換対象資金

大家畜・養豚特別支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金（以下「借換対象資金」という。）は、貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難である

- ものをいう。
- (2) 資金の内容
- ア 経営改善資金
- (ア) 借換対象資金の毎年の約定償還金（元本及び利息に限る。）の借換えを行うのに要する資金
- (イ) 都道府県知事又は(10)の審査委員会を構成する団体であって都道府県知事が指定する団体の長（以下「都道府県知事等」という。）が(ア)に掲げる資金の貸付けによっては経営の改善を図ることが困難と認める場合には、(ア)によるもののほか、(7)の貸付期間の最終年度に限り、必要な限度において借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金
- イ 経営継承資金
- 後継者への経営継承を行う場合に、円滑な経営継承を図るために必要な限度において、借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金
- (3) 大家畜経営に係る借入希望者の要件
- 大家畜経営に係る借入希望者の要件は、既借入金の前借入残高及び年償還額、大家畜経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する大家畜経営であることとする。
- ア 経営改善資金
- (ア) 大家畜経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。
- (イ) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。
- (ウ) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、年に1回、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）により点検を行うことが可能であること。
- (エ) 次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとし、別紙様式第1号の配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を経営改善計画（(5)の経営改善計画をいう。）に添付して融資機関に提出すること。
- a 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結について、平成27年度の契約を締結している者が、引き続き平成28年度において契約を締結していること。
- b 新たに平成28年度から契約を締結している者であること。
- c 平成27年度及び平成28年度のいずれにおいても契約を締結し

ていない者であること。

- d 平成 27 年度において契約をしていた者で平成 28 年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。

(オ) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

- a 農事組合法人
 b 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 575 条第 1 項に規定する持分会社
 c 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が 50 人以下である株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
 d 農業の振興を目的とする法人であつて、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人
 e その他都道府県知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議して認める法人

(カ) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模（頭） | |
|--------------------|---|---------|----|
| | | 個人 | 法人 |
| 酪農経営 | 搾乳を目的としたおおむね 16 か月齢以上の乳用成雌牛（以下「乳用成雌牛」という。） | 15 | |
| 肉用牛繁殖経営 | 子牛生産を目的としたおおむね 14 か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛（以下「肉専用種繁殖雌牛」という。） | 5 | 15 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね 6 か月齢以上の肉専用種肥育牛（以下「肉専用種肥育牛」という。） | 10 | 30 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 肥育を目的としたおおむね 6 か月齢以上の乳用種肥育牛（以下「乳用種肥育牛」という。）又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね 8 か月齢以下の乳用種ほ育育成牛（以下「乳用種ほ育育成牛」という。） | 15 | 45 |

(注) 1 当該経営の常時従業者の構成員が一つの家族に属する法人（以下「一戸法人」という。）は個人に含めるものとする。

2 「酪農経営」には、搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営を含むものとする。以下同じ。

イ 経営継承資金

(ア) アの (ア) から (エ) までに該当すること。

(イ) 農業を営む個人（一戸法人を含む。）であること。

- (ウ) 現に大家畜経営に従事しているおおむね 40 歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該大家畜経営の主たる従事者となることが認められること。
- (エ) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模 (頭) |
|--------------------|------------------|----------|
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 10 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 20 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛 | 30 |

(4) 養豚経営に係る借入希望者の要件

養豚経営に係る借入希望者の要件は、既借入金の前借入金残高及び年償還額、養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する養豚経営であることとする。

ア 経営改善資金

- (ア) 養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。
- (イ) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。
- (ウ) (3) のアの (ウ) 及び (エ) に該当すること。
- (エ) (3) のアの (オ) に該当すること。
- (オ) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模 (頭) | |
|--------------|--|----------|-----|
| | | 個人 | 法人 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的としたおおむね 6 カ月齢以上の繁殖雌豚 (以下「繁殖雌豚」という。) | 30 | 90 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね 30kg 以上の肥育豚 (以下「肥育豚」という。) | 300 | 900 |

(注) 当該経営の常時従業者の構成員が一つの家族に属する法人 (以下「一戸法人」という。) は個人に含めるものとする。

イ 経営継承資金

- (ア) アの (ア) から (ウ) までに該当すること。
- (イ) 農業を営む個人 (一戸法人を含む。) であること。
- (ウ) 現に養豚経営に従事しているおおむね 40 歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該養豚経営の主たる従事者となることが認められること。

(エ) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模 (頭) |
|------------------|-------|----------|
| 養豚繁殖経営 | 繁殖雌豚 | 45 |
| 養豚肥育経営 又は一貫経営 | 肥育豚 | 450 |

(5) 経営改善計画の作成

大家畜・養豚特別支援資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、県団体の指導の下に、別紙様式第2号の1の1若しくは2の1の大家畜経営改善計画又は別紙様式第2号の3の1若しくは4の1の養豚経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）を作成するものとし、その作成に当たっては、作成後10年を経た年（以下「目標年次」という。）までに、その年のすべての約定償還金（元本及び利息に限る。以下同じ。）を返済することを旨とする。また、経営改善計画は、次に掲げるものから成るものとする。

- ア 農家の概要
- イ 負債の要因
- ウ 経営改善に向けた取組状況及び今後の対応方針等
- エ 経営の概況
- オ 大家畜・養豚特別支援資金で借り換える資金の内容
- カ 条件緩和の内容

(6) 融資機関支援計画の作成

融資機関は、別紙様式第3号の融資機関支援計画（以下「支援計画」という。）を作成するものとし、その支援計画は、次に掲げるものから成るものとする。

- ア 大家畜・養豚特別支援資金の借入者に係る指導・支援方針
- イ 大家畜・養豚特別支援資金の借入者に係る指導・支援体制

(7) 貸付期間

大家畜・養豚特別支援資金の貸付けは、平成25年度から平成29年度までの間において実施するものとする。

(8) 融資機関

1) の(1)の融資機関は、次に掲げる機関とする。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農林中央金庫
- エ 都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

(9) 貸付条件

ア 貸付限度額

大家畜・養豚特別支援資金の貸付限度額は、3)の(1)のエの規定により都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額とする。

イ 大家畜経営に係る償還期限及び据置期間

(ア) (2)のアの(ア)に掲げる資金であって大家畜経営に係るもの（以下「大家畜一般」という。）の償還期限（据置期間を含む。以下同

じ。)及び据置期間は、それぞれ15年以内及び3年以内とする。ただし、借換対象資金の額が著しく多いことその他次に掲げる要件すべてに該当するものとして都道府県知事等が認める場合（以下「大家畜特認」という。）には、償還期限及び据置期間は、それぞれ25年以内及び5年以内とすることができるものとする。

- a 償還条件緩和措置後の年償還額が著しく多く、償還期限を15年とした場合には経営改善計画の達成が極めて困難と認められること。
- b 遊休資産の処分等により経営の改善及び生産性の向上が見込まれること。
- c 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模（頭） | |
|--------------------|------------------|---------|----|
| | | 個人 | 法人 |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 25 | |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 10 | 30 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 20 | 60 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛 | 30 | 90 |

(イ) (2) のアの(イ)に掲げる資金であって大家畜経営に係るもの（以下「大家畜残高借換」という。）の償還期限及び据置期間は、それぞれ25年以内及び5年以内とする。

(ウ) (2) のイの経営継承資金であって大家畜経営に係るものの償還期限及び据置期間は、それぞれ25年以内及び5年以内とする。

ウ 養豚経営に係る償還期限及び据置期間

(ア) (2) のアの(ア)に掲げる資金であって養豚経営に係るもの（以下「養豚一般」という。）の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ7年以内及び3年以内とする。ただし、借換対象資金の額が著しく多いことその他次に掲げる要件すべてに該当するものとして都道府県知事等が認める場合（以下「養豚特認」という。）には、償還期限及び据置期間は、それぞれ15年以内及び5年以内とすることができるものとする。

- a 償還条件緩和措置後の年償還額が著しく多く、償還期限を7年とした場合には経営改善計画の達成が極めて困難と認められること。
- b 遊休資産の処分等により経営の改善及び生産性の向上が見込まれること。
- c 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模（頭） | |
|--------------|-------|---------|-------|
| | | 個人 | 法人 |
| 養豚繁殖経営 | 繁殖雌豚 | 45 | 135 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育豚 | 450 | 1,350 |

(イ) (2) のアの (イ) に掲げる資金であって養豚経営に係るもの（以下「養豚残高借換」という。）の償還期限及び据置期間は、それぞれ15年以内及び5年以内とする。

(ウ) (2) のイの経営継承資金であって養豚経営に係るものの償還期限及び据置期間は、それぞれ15年以内及び5年以内とする。

エ 償還方法

大家畜・養豚特別支援資金の償還方法は、元金均等とする。

オ 貸付利率

イの (ア) から (ウ) まで及びウの (ア) から (ウ) までに係るそれぞれの貸付利率は、別表2の貸付利率の欄に定める利率とする。ただし、当該貸付利率未満で融資機関が大家畜・養豚特別支援資金を貸し付けることを妨げるものではない。

(10) 審査委員会

3) の (1) のウの審査委員会は、都道府県の畜産主務課及び農業に係る資金担当主務課、融資機関、株式会社日本政策金融公庫、農業信用基金協会その他都道府県知事の指定する機関の職員をもって構成するものとする。また、円滑な審査を行うため、畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル（平成18年6月社団法人中央畜産会）を参考に、各都道府県の実情に合った審査基準を設けるものとする。

なお、当該審査基準は実情の変化等必要に応じ見直しを図るものとする。

(11) 経営改善計画の見直し等

ア 大家畜・養豚特別支援資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）は、大家畜又は養豚経営部門及び経営全体の収支についての記帳を行い、経営改善計画を確実に実施するものとする。

イ 借入者は、県団体の指導の下、経営改善計画の作成年度から5年にわたり、毎年度経営改善計画を見直すものとする。ただし、経営改善計画達成のために都道府県知事等が必要と認めた場合にあっては、10年以内で引き続き経営改善計画を見直すことができる。

ウ 支援計画を作成した融資機関は、支援計画の確実な実施により、借入者の経営改善を早期に実現するよう努めるものとする。

エ 支援計画を作成した融資機関は、支援計画の作成年度から5年にわたり、毎年度支援計画を見直すものとする。ただし、イの経営改善計画の見直しを行う期間が延長された場合にあっては、当該期間中における支援計画を見直すこととする。

オ イ及びエの見直しを行った場合は、経営改善計画及び支援計画について、3) の (1) のアからエまでに規定する手続に準じて都道府県

知事等の承認を受けるものとする。ただし、3)の(1)のエの理事長への協議を要しないものとする。

カ 都道府県知事等は、オの承認を行ったときは、公募団体に報告するものとする。

(12) 経営改善計画の承認の取消し

ア 都道府県知事等は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、3)の(1)のエの承認を取り消すものとする。

(ア) 経営改善計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 経営改善計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 経営改善計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) (11)のアの借入者が(3)又は(4)の借入希望者の要件を充たさなくなったと認められること。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

a 後継者が不慮の事故等により大家畜経営又は養豚経営に従事できなくなった場合

b 当初の後継者に代わり、他の者が(3)のイの(ウ)又は(4)のイの(ウ)の要件を充たすこととなった場合

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、(10)の審査基準に適合しなくなったと認められること。

イ アの取消しを行うに当たって、都道府県知事等は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、経営改善計画の取消しを行ったときは、速やかに、借入者、融資機関及び公募団体に対して通知するものとする。

(13) 中央支援協議会

1)の(2)の中央支援協議会は、中央における畜産経営指導機関、関係金融機関、生産者団体等の職員をもって構成するものとし、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、全国段階における定期的な経営改善状況の検討、ブロック検討会の開催、融資機関、指導機関、借入者等現地調査、1)の(4)のアの都道府県支援協議会が行う指導に対する助言等を行うものとする。

(14) 都道府県支援協議会

1)の(4)のアの都道府県支援協議会は、都道府県段階の畜産経営指導機関、関係金融機関、生産者団体等の職員をもって構成するものとし、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、3)の(1)のウ及び2)の3)の(1)のウの審査委員会と連携し、定期的な経営改善状況の検討、現地検討会、融資機関、地域関係機関への指導助言等を行うものとする。

3) 資金の融通と利子補給等

(1) 経営改善計画の提出等

ア 大家畜・養豚特別支援資金の借入れを希望する者は、2)の(5)で作成した経営改善計画を融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、経営改善計画が提出されたときは、借入希望者が2)の(3)又は(4)の定める要件に該当する者(以下「貸付対象者」という。)であることを確認し、当該経営改善計画の内容を検討した上

で、2)の(6)の支援計画を作成し、計画の妥当性及び償還可能性、借入者の経営改善のための指導等に係る効果に関する意見を付して、経営改善計画と併せて都道府県知事等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事等は、融資機関から経営改善計画及び支援計画が提出されたときは、審査委員会を開催し、イにより融資機関の付した意見を十分考慮するとともに、生産性の向上及びこれと一体的に行われる大家畜・養豚特別支援資金による償還負担の軽減措置等により経営改善が見込まれるかどうかを審査するものとする。

なお、審査に当たっては、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うものとする。

エ 都道府県知事等は、ウの審査の結果、妥当であると認められた場合は、別紙様式第4号の大家畜・養豚特別支援資金融通事業計画書により理事長に協議をした上で、経営改善計画及び支援計画の承認を行うものとする。

オ 都道府県知事等は、エの承認を行ったときは、速やかに、貸付対象者及び融資機関に通知するものとする。

カ 融資機関は、オの通知を受けたときは、貸付対象者に対して既に貸し付けている資金の償還条件を緩和した後、経営改善計画及び支援計画に即して大家畜・養豚特別支援資金を貸し付けるとともに、当該大家畜・養豚特別支援資金の貸付けについて、経営改善計画に適合する旨の都道府県知事等の確認を受けた後、遅滞なく、公募団体に実行報告を行うものとする。

キ 融資機関は、カの大家畜・養豚特別支援資金の貸付けについて、公募団体に利子補給金を請求するものとする。

(2) 貸付日

大家畜・養豚特別支援資金の貸付けは、(1)のエの経営改善計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日及び11月30日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

(3) 債権保全措置

大家畜・養豚特別支援資金の貸付けに係る債権保全については、通常の物的又は人的担保によることを原則とし、必要に応じ、農業信用保証保険制度の活用を図るものとする。

(4) 借入者の勘定取引方法

借入者は、農協等との取引に関しては、原則として、多部門にわたる経営資金及び生活資金を一つの勘定で処理する方式による取引によらず、大家畜又は養豚経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定取引によるとともに、大家畜又は養豚経営部門及び農家経済の収支に係る記帳により、経営改善計画の的確な実施に努めるものとする。

(5) 利子補給額等の算定

ア 1)の(1)の事業に要する経費は、融資機関の貸付金利が別表2に定める利率である場合に、融資機関の大家畜・養豚特別支援資金の貸付平均残高に別表2に定める利子補給率(以下「利子

補給率」という。)をかけて算出される額に相当する額とする。
イ ただし、別表2の利子補給を受けた場合に2)の(9)のオに定める貸付利率未満で大家畜・養豚特別支援資金を貸し付けることのできる融資機関にあっては、利子補給率と、当該貸し付けることのできる利率及び利子補給率の和から当該融資機関が実際に大家畜・養豚特別支援資金を貸し付ける利率を減じて得た率のいずれか低い率で計算した額に相当する額とする。

(6) 利子補給事業の停止

ア 公募団体は、2)の(12)のアの規定により借入者の経営改善計画の承認が取り消された場合又は借入者が大家畜又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

イ 都道府県知事等は、アに基づく利子補給事業が停止された場合には、第11に基づく公募団体と融資機関との間の必要な事項に関して指導を行うものとする。

(7) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、1)の(1)及び(3)並びに(4)のイの事業にあっては、平成24年度から平成54年度まで、1)の(2)及び(4)のアの事業にあっては、平成24年度から平成29年度までとする。

2 畜産経営改善緊急支援資金融通事業

1) 事業の種目

- (1) 畜産経営の改善を緊急に支援するために必要な資金(以下「改善緊急支援資金」という)の貸付けを行った融資機関に対する利子補給
- (2) 畜産経営の改善を緊急に支援するための中央改善緊急支援協議会(以下「中央改善支援協議会」という。)の開催
- (3) 畜産経営改善緊急支援資金融通事業の実施に係る調査、有識者の広域的活用、大家畜及び養豚経営の改善のための指導等
- (4) 一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県知事が適当と認める団体(以下「県団体」という。)が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費についての補助

ア 都道府県改善支援協議会の開催

改善緊急支援資金の適正かつ円滑な貸付け及び借入者の経営改善指導の支援のため、都道府県改善緊急支援協議会(以下「都道府県改善支援協議会」という。)の開催、融資機関への指導助言等

イ 借入者の経営改善のための指導等

借入者の経営改善のため、借入者及び融資機関に対して、次に掲げる指導等

(ア) 大家畜・養豚緊急経営改善計画の作成・見直し及びその達成のための指導

(イ) 借入者の経営改善のための指導に関する資料の作成

(ウ) 借入者の経営改善の進捗状況等に関する調査・分析

- (5) (1)の事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、(2)から(4)

までの事業については、1の1)の(2)から(4)までの事業と一体的に実施する。

2) 事業の要件等

(1) 借換対象資金

改善緊急支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金(以下「借換対象資金」という。)は、貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難であるものをいう。

(2) 借入希望者の要件

借入希望者の要件は、既借入金の借入残高及び年償還額、大家畜又は養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、次のすべてに該当する大家畜又は養豚経営であることとする。

ア 大家畜又は養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。

イ 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。

ウ 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、年に1回、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(家畜の飼養・生産)により点検を行うことが可能であること。

エ 次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとし、別紙様式第1号の1の配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を経営改善計画((3)の経営改善計画をいう。)に添付して融資機関に提出すること。

(ア) 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結について、平成26年度の契約を締結している者が、引き続き平成27年度において契約を締結していること。

(イ) 新たに平成27年度から契約を締結している者であること。

(ウ) 平成26年度及び平成27年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。

(エ) 平成26年度において契約をしていた者で平成27年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。

オ 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

(ア) 農事組合法人

(イ) 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業者等」と総称する。)がその法人の社員(業務を執行する社員に限る。)の数の過半を占めている会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社

- (ウ) 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が 50 人以下である株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
- (エ) 農業の振興を目的とする法人であって、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人
- (オ) その他都道府県知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議して認める法人
- カ 乳用牛、肉用牛又は豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 飼養規模（頭） | |
|--------------------|---|---------|-----|
| | | 個人 | 法人 |
| 酪農経営 | 搾乳を目的としたおおむね 16 か月齢以上の乳用成雌牛（以下「乳用成雌牛」という。） | 15 | |
| 肉用牛繁殖経営 | 子牛生産を目的としたおおむね 14 か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛（以下「肉専用種繁殖雌牛」という。） | 5 | 15 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね 6 か月齢以上の肉専用種肥育牛（以下「肉専用種肥育牛」という。） | 10 | 30 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 肥育を目的としたおおむね 6 か月齢以上の乳用種肥育牛（以下「乳用種肥育牛」という。）又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね 8 か月齢以下の乳用種ほ育育成牛（以下「乳用種ほ育育成牛」という。） | 15 | 45 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的としたおおむね 6 ヶ月齢以上の繁殖雌豚（以下「繁殖雌豚」という。） | 30 | 90 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね 30 kg 以上の肥育豚（以下「肥育豚」という。） | 300 | 900 |

(注) 1 当該経営の常時従業者の構成員が一つの家族に属する法人（以下「一戸法人」という。）は個人に含めるものとする。

2 「酪農経営」には、搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営を含むものとする。以下同じ。

(3) 経営改善計画の作成

改善緊急支援資金の借入れを希望する大家畜及び養豚経営（以下「借入希望者」という。）は、県団体の指導の下に、別紙様式第 2 号の 1 の 2 若しくは 2 の 2 の大家畜緊急経営改善計画又は別紙様式第 2 号の 3 の 2 若しくは 4 の 2 養豚緊急経営改善計画（以下「緊急経営改善計画」という。）を作成するものとする。また、緊急経営改善計画は、次に掲げるものから成るものとする。

ア 農家の概要

- イ 負債の要因
 - ウ 経営改善に向けた取組状況及び今後の対応方針等
 - エ 経営の概況
 - オ 改善緊急支援資金で借り換える資金の内容
 - カ 条件緩和の内容
- (4) 融資機関緊急支援計画の作成
- 融資機関は、別紙様式第3号の1の融資機関緊急支援計画（以下「緊急支援計画」という。）を作成するものとし、その緊急支援計画は、次に掲げるものから成るものとする。
- ア 改善緊急支援資金の借入者に係る指導・支援方針
 - イ 改善緊急支援資金の借入者に係る指導・支援体制
- (5) 貸付期間
- 改善緊急支援資金の貸付期間は、大家畜経営にあつては平成25年度から平成27年度までとし、養豚経営にあつては平成25年度及び平成26年度とする。
- (6) 融資機関
- 1) の(1)の融資機関は、次に掲げる機関とする。
- ア 農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
- (7) 貸付条件
- ア 貸付限度額
- 貸付限度額は、3)の(1)のエの規定により、都道府県知事又は審査委員会を構成する団体であつて都道府県知事が指定する団体の長（以下「都道府県知事等」という。）の承認を受けた緊急経営改善計画に定める借入計画額とする。
- イ 償還期限及び据置期間
- 償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、大家畜経営にあつてはそれぞれ25年以内及び5年以内、養豚経営にあつてはそれぞれ15年以内及び5年以内とする。
- ウ 償還方法
- 償還方法は、元金均等とする。
- エ 貸付利率
- 貸付利率は、貸付当初2年間は無利子とし、3年目以降は別表2-1の貸付利率の欄に定める利率とする。ただし、当該貸付利率未滿で融資機関が改善緊急支援資金を貸し付けることを妨げるものではない。
- (8) 審査委員会
- 3)の(1)のウの審査委員会は、都道府県の畜産主務課及び農業に係る資金担当主務課、融資機関、株式会社日本政策金融公庫、農業信用基金協会その他都道府県知事の指定する機関の職員をもって構成するものとする。また、円滑な審査を行うため、畜産特別資金計画

書審査基準作成マニュアル（平成 18 年 6 月社団法人中央畜産会）を参考に、各都道府県の実情に合った審査基準を設けるものとする。

なお、当該審査基準は実情の変化等必要に応じ見直しを図るものとする。

(9) 緊急経営改善計画の見直し等

ア 改善緊急支援資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）は、大家畜又は養豚経営部門及び経営全体の収支についての記帳を行い、緊急経営改善計画を確実に実施するものとする。

イ 借入者は、県団体の指導の下、緊急経営改善計画の作成年度から 5 年にわたり、毎年度緊急経営改善計画を見直すものとする。ただし、緊急経営改善計画達成のために都道府県知事等が必要と認めた場合にあっては、10 年以内で引き続き緊急経営改善計画を見直すことができる。

ウ 緊急支援計画を作成した融資機関は、緊急支援計画の確実な実施により、借入者の経営改善を早期に実現するよう努めるものとする。

エ 緊急支援計画を作成した融資機関は、緊急支援計画の作成年度から 5 年にわたり、毎年度緊急支援計画を見直すものとする。ただし、イの緊急経営改善計画の見直しを行う期間が延長された場合にあっては、当該期間中における緊急支援計画を見直すこととする。

オ イ及びエの見直しを行った場合は、緊急経営改善計画及び緊急支援計画について、3) の(1) のアからエまでに規定する手続きに準じて都道府県知事等の承認を受けるものとする。ただし、3) の(1) のエの理事長への協議は要しないものとする。

カ 都道府県知事等は、オの承認を行ったときは、公募団体に報告するものとする。

(10) 緊急経営改善計画の承認の取消し

ア 都道府県知事等は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、3) の(1) のエの承認を取り消すものとする。

(ア) 緊急経営改善計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 緊急経営改善計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 緊急経営改善計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) (9) のアの借入者が(2) の借入希望者の要件を充たさなくなったと認められること。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

① 後継者が不慮の事故等により大家畜又は養豚経営に従事できなくなった場合

② 当初の後継者に代わり、他の者が(2) の要件を充たすこととなった場合

(オ) (ア) から(エ) までに掲げるもののほか、(8) の審査基準に適合しなくなったと認められること。

イ アの取消しを行うに当たって、都道府県知事等は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、緊急経営改善計画の取消しを行ったときは、速

やかに、借入者、融資期間及び公募団体に対して通知するものとする。

3) 資金の融通と利子補給等

(1) 緊急経営改善計画の提出等

ア 改善緊急支援資金の借入希望者は、2)の(3)で作成した緊急経営改善計画を融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、緊急経営改善計画が提出されたときは、借入希望者が2)の(2)の定める要件に該当する者(以下「貸付対象者」という。)であることを確認し、当該緊急経営改善計画の内容を検討した上で、2)の(4)の緊急支援計画を作成し、計画の妥当性及び償還可能性、借入者の経営改善のための指導等に係る効果に関する意見を付して、緊急経営改善計画と併せて都道府県知事等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事等は、融資機関から緊急経営改善計画及び緊急支援計画が提出されたときは、審査委員会を開催し、イにより融資機関の付した意見を十分考慮するとともに、生産性の向上及びこれと一体的に行われる改善緊急支援資金による償還負担の軽減措置等により経営改善が見込まれるかどうかを審査するものとする。

なお、審査に当たっては、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、緊急経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うものとする。

エ 都道府県知事等は、ウの審査の結果、妥当であると認められた場合は、別紙様式第4号の1の畜産経営改善緊急支援資金融通事業計画書により理事長に協議をした上で、緊急経営改善計画及び緊急支援計画の承認を行うものとする。ただし、負債比率(負債比率=総負債残高÷(過去3カ年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額)×100)が200%未満の経営に係る緊急経営改善計画については理事長への協議を要しない。

オ 都道府県知事等は、エの承認を行ったときは、速やかに、貸付対象者及び融資機関に通知するものとする。

カ 融資機関は、オの通知を受けたときは、貸付対象者に対して既に貸し付けている資金の償還条件を緩和した後、緊急経営改善計画及び緊急支援計画に即して改善緊急支援資金を貸し付けるとともに、当該改善緊急支援資金の貸付けについて、緊急経営改善計画に適合する旨の都道府県知事等の確認を受けた後、遅滞なく、公募団体に実行報告を行うものとする。

ケ 融資機関は、カの改善緊急支援資金の貸付けについて、公募団体に利子補給金を請求するものとする。

(2) 貸付日

改善緊急支援資金の貸付けは、(1)のエの緊急経営改善計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日、8月31日、11月30日及び2月28日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

(3) 債権保全措置

改善緊急支援資金の貸付けに係る債権保全については、通常の物的又

は人的担保によることを原則とし、必要に応じ、農業信用保証保険制度の活用を図るものとする。

(4) 借入者の勘定取引の方法

借入者は、農協等との取引に関しては、原則として、多部門にわたる経営資金及び生活資金を一つの勘定で処理する方式による取引によらず、大家畜又は養豚経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定取引によるとともに、大家畜又は養豚経営部門及び農家経済の収支に係る記帳により、緊急経営改善計画の的確な実施に努めるものとする。

(5) 利子補給額等の算定

ア 1) の(1)の事業における利子補給に要する経費は、融資機関の貸付金利が別表2-1に定める利率である場合に、融資機関の改善緊急支援資金の貸付平均残高に別表2-1に定める利子補給率(以下「利子補給率」という。)を乗じて算出される額に相当する額(貸付当初2年間については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に別表2-1に定める貸付利率(当該貸付利率未満で融資機関が貸し付ける場合にはその利率)を乗じて算出する額に相当する額との合計額)とする。

イ ただし、別表2-1の利子補給を受けた場合に同表に定める貸付利率未満で改善緊急支援資金を貸し付けることのできる融資機関にあっては、別表2-1の利子補給率と、当該貸し付けることのできる利率及び別表2-1の利子補給率の和から当該融資機関が実際に改善緊急支援資金を貸し付ける利率を減じて得た率のいずれか低い率で計算した額に相当する額とする。

(6) 利子補給事業の停止

ア 公募団体は、2)の(10)のアの規定により借入者の緊急経営改善計画の承認が取り消された場合又は借入者が大家畜又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

イ 都道府県知事等は、アに基づく利子補給事業が停止された場合には、第11に基づく公募団体と融資機関との間の必要な事項に関して指導を行うものとする。

(7) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成24年度から平成52年度までとする。

第3 大家畜経営活性化資金等に係る利子補給等事業

1 事業の種目

(1) 別表1の7号及び9号から14号までの資金(以下「大家畜経営活性化資金等」という。)の融通を行った融資機関に対する利子補給

(2) 大家畜経営活性化資金等に係る利子補給事業の実施に係る調査、資金借入者に対する経営改善指導等

(3) 県団体が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費に対する補助

ア 大家畜経営活性化資金等の借入者及び融資機関に対し、当該資金の借入れに際し作成した別表3の各計画(以下「各計画」という。)の

達成のための指導

- イ 借入者の経営改善のための指導に関する資料の作成
 - ウ 借入者の経営改善の進捗状況に関する調査
- 2 事業の要件等
- (1) 資金の内容
 - 借入金の償還が困難な大家畜及び養豚経営の改善等に必要な借換資金及び後継者への円滑な経営継承に必要な資金
 - (2) 借入者の要件
 - 借入者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - ア 各計画（見直しがあった場合には、最新のものとする。）に基づき、畜産経営を継続し、資金を償還するため経営改善に取り組んでいること
 - イ 別表4の飼養規模を満たしていること。ただし、借入者の病気及び事故並びに家畜疾病等の発生による一時的な飼養頭数の減少にあつては、この限りではない。
 - (3) 貸付期間
 - 大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金の貸付けは平成5年度から平成12年度まで、大家畜経営改善支援資金及び養豚経営改善支援資金の貸付けは平成13年度から平成19年度まで、大家畜・養豚特別支援資金の貸付けは平成20年度から平成24年度までとする。
 - (4) 融資機関
 - 1の(1)の事業の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。
 - ア 農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 都道府県知事が指定した銀行
 - オ 都道府県知事が指定した信用金庫
 - (5) 貸付条件
 - 大家畜経営活性化資金等の貸付限度額は、都道府県知事が承認した各計画に定める借入計画額とし、償還方法は元金均等とする。
 - 償還期限、据置期間、貸付利率及び利子補給率は別表5の範囲内とする。
 - (6) 経営改善計画の見直し等
 - ア 大家畜経営活性化資金等の借入者は、大家畜又は養豚経営部門及び経営全体の収支についての記帳を行い、各計画を確実に実施するものとする。
 - イ 借入者は、県団体の指導の下、各計画の作成年度から5年にわたり、毎年度当該計画を見直すものとする。ただし、経営改善達成のために都道府県知事等が必要と認めた場合にあつては、10年以内で引き続き当該計画を見直すことができる。
 - ウ 別表3の支援計画（以下同じ。）を作成した融資機関は、支援計画の確実な実施により、借入者の経営改善を早期に実現するよう努めるものとする。

エ 支援計画を作成した融資機関は、支援計画の作成年度から5年にわたり、毎年度支援計画を見直すものとする。ただし、イの計画の見直しを行う期間が延長された場合にあっては、当該期間中における支援計画を見直すこととする。

オ イ及びエの見直しを行った場合は、各計画及び支援計画について、第2の3)の(1)のアからエまでに規定する手続に準じて都道府県知事等の承認を受けるものとする。ただし、第2の3)の(1)のエの理事長への協議を要しないものとする。

カ 都道府県知事等は、オの承認を行ったときは、中央畜産会に報告するものとする。

キ イの見直し期間終了後であって、各計画に記載されている経営形態、畜種、経営者等の事項に大幅な異動があった場合又はそのことが見込まれる場合には、借入者は、見直し計画を作成し融資機関を通じて都道府県知事等に提出するものとする。

ク 融資機関は、キの見直し計画が提出されたときは、支援計画を作成し都道府県知事等に提出するものとする。

ケ 都道府県知事等は、キの見直し計画及びクの支援計画を審査委員会及び都道府県支援協議会へ報告し、当該計画の妥当性、今後の経営改善指導等について意見を求めるものとする。

コ 都道府県知事等は、ケの結果を取りまとめ、中央畜産会に報告するものとする。

(7) 各計画の承認の取消し

ア 都道府県知事等は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、各計画の承認を取り消すものとする。

(ア) 各計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 各計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 各計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) (6)のアの借入者が2の(2)の借入者の要件を充たさなくなったと認められること。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

a 後継者が不慮の事故等により大家畜又は養豚経営に従事できなくなった場合

b 当初の後継者に代わり、大家畜又は養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が主たる従事者になることとなった場合

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、第2の1の2)の(10)の審査基準に適合しなくなったと認められること。

イ アの取消しを行うに当たって、都道府県知事等は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、各計画の取消しを行ったときは、速やかに、借入者、融資機関及び中央畜産会に対して通知するものとする。

3 利子補給金の交付等

(1) 利子補給金の交付

中央畜産会は、1の(1)に係る融資機関からの毎年の利子補給金の交付請求に基づき、融資機関に対し利子補給金を交付する。

(2) 借入者の勘定取引方法

借入者は、農協等との取引に関しては、原則として、多部門にわたる経営資金及び生活資金を一つの勘定で処理する方式による取引によらず、大家畜又は養豚経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定取引によるとともに、大家畜又は養豚経営部門並びに農家経済の収支に係る記帳により、経営改善計画の的確な実施に努めるものとする。

(3) 利子補給額等の算定

ア 1の(1)の事業に要する経費は、大家畜経営活性化資金等に係る融資機関の貸付金利が別表5に定める利率である場合に、融資機関のそれぞれの資金の貸付平均残高に別表5に定める率(以下「利子補給率」という。)を乗じて算出される額に相当する額とする。

イ ただし、別表5の利子補給を受けた場合に同表で定める貸付利率未満で資金を貸し付けることのできる融資機関にあっては、同表の利子補給率と、当該貸し付けることのできる利率及び同表の利子補給率の和から当該融資機関が実際に当該資金を貸し付ける利率を減じて得た率のいずれか低い率で計算した額に相当する額とする。

(4) 利子補給事業の停止

ア 中央畜産会は、2の(7)の規定により借入者の各計画の承認が取り消された場合又は借入者が大家畜又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

イ 都道府県知事等は、アに基づく利子補給事業が停止された場合には、第11に基づく中央畜産会と融資機関との間の必要な事項に関して指導を行うものとする。

(5) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、大家畜経営活性化資金にあっては平成5年度から平成37年度まで、養豚経営活性化資金にあっては平成5年度から平成27年度まで、大家畜経営改善支援資金にあっては平成13年度から平成44年度まで、養豚経営改善支援資金にあっては平成13年度から平成34年度まで、大家畜・養豚特別支援資金にあっては平成20年度から平成49年度までの償還に係る利子補給をもって終了とする。

第4 畜産経営維持緊急支援資金融通円滑化事業

畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱(平成21年6月3日付け21農畜機第1115号)第3の畜産経営維持緊急支援資金事業の効率的かつ円滑な実施のため、以下の事業を第2の1の大家畜・養豚特別支援資金融通事業と一体的に実施する。

- 1 畜産経営維持緊急支援資金事業に係る中央協議会の開催
- 2 畜産経営維持緊急支援資金事業の実施に係る調査及び借入者の経営改善のための指導等
- 3 県団体が次に掲げる事業を実施するのに要する経費についての補助

- (1) 都道府県支援協議会の開催
 - 畜産経営維持緊急支援資金の借入者の経営改善指導の支援のため、畜産経営維持緊急支援資金事業に係る都道府県支援協議会の開催、融資機関への指導助言等
 - (2) 借入者の経営改善のための指導等
 - 借入者の経営改善のため、借入者及び融資機関に対して、次に掲げる指導等
 - ア 畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱第3の2の(8)で定める経営改善計画の見直し及びその達成のための指導
 - イ 借入者の経営改善のための指導に関する資料の作成
 - ウ 借入者の経営改善の進捗状況に関する調査
- 4 畜産経営維持緊急支援資金事業の円滑な実施のための支援
- (1) 利子補給金の交付業務に係る事務処理プログラムソフトの作成及び提供
 - (2) 利子補給金の交付業務及び融資機関に対する指導等

第5 飼料費高騰に対する対策事業

1 事業の種目

飼料費高騰に対する緊急的な措置として、別表1の7号及び第8号の資金に係る貸付利率が3パーセント以上である場合に、これを超える金利相当額（以下「利子補助金」という。）の借入者への交付

2 事業の要件等

(1) 利子補助金交付対象者

利子補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 1の資金の貸付対象者の要件として、別表4の各資金に該当する飼養規模を満たしていること。ただし、疾病等の発生による一時的な飼養頭数の減少にあつては、この限りではない。
- イ 平成28年度約定償還金の返済が可能であること。
- ウ 畜産経営を継続することが見込まれること。

(2) 利子補助金対象約定償還日

利子補助金の対象となる約定償還日は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に到来したものとする。

(3) 利子補助額

利子補助額は、平成28年度約定償還日における支払利息に係る元本の期中平均残高に別表6で定める対象資金の利子補助率を乗じて得られた額とする（小数点以下は切り捨て）。

(4) 利子補助金の支払予定日

(3)の中央畜産会からの利子補助金は、(2)の約定償還日に充当する。

3 利子補助金の交付等

(1) 利子補助金の支払

ア 別表1の第7号及び第8号の資金の借受者であつて、利子補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、利

子補助金受給申込書及び利子補助金の交付手続に関する委任状を融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、アの利子補助金の交付手続に関する委任状に基づき交付希望者に代わって利子補助金交付申請書を作成し、都道府県知事に協議の上、中央畜産会に提出するものとする。

ウ 中央畜産会は、イの利子補助金交付申請書を審査の上、利子補助金の交付を決定するものとする。

エ 融資機関は、ウにより利子補助金の交付の決定をした交付対象者（以下「交付対象者」という。）と、利子補助金代理受領委任状の徴求により利子補助金代理受領契約を締結するとともに、交付対象者に係る畜産特別資金の利子に利子補助金を充当すべき旨の依頼書を交付対象者から徴求するものとする。

オ 融資機関は、中央畜産会に対し利子補助金代理受領委任状の内容を記載した書類を提出するものとする。

カ 融資機関は、中央畜産会に対し利子補助金の支払を申請するものとし、交付される利子補助金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

(2) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までとする。

第 6 畜産特別資金融通円滑化事業

1 事業の種目

別表 1 の畜産特別資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てることを目的として基金を拡大強化する農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対する補助金（以下「円滑化資金」という。）の交付

2 事業の要件等

(1) 補助対象基金協会

この事業の補助対象基金協会は、畜産特別資金に係る債務の保証を行う基金協会とする。

(2) 補助対象事業

この事業の補助対象事業は、基金協会が畜産特別資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てることを目的として、都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合その他会員等からの出資金等によって基金を拡大強化する事業とする。

(3) 補助率

円滑化資金は定額とし、(2) の拡大強化により増加する基金協会の基金の額又は畜産特別資金の債務保証見込額から基金協会と独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）との間において保険関係が成立した若しくは成立する見込みのある保証に係る保険金額に相当する額を除いた額に 10 分の 1（代位弁済の発生状況等からみて特に必要と認められる場合にはその認められた率）を乗じて得た額のいずれか低い額に 4 分の 1 を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。ただ

し、別表7の基金協会の欄に掲げる基金協会のうち、代位弁済の発生状況等からみて5分の1以上の率が認められている基金協会にあっては、8分の3を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(4) 拡大基金の管理等

ア 基金協会は、1の補助により拡大強化された基金のうち増加した部分（前年度までに増加した部分を含む。以下「拡大基金」という。）については、他の基金の部分と区別して管理するものとし、拡大基金の運用によって得た利息その他益金（以下「利息等」という。）は、畜産特別資金の債務の保証業務に必要な経費又は拡大基金への繰入れ（以下、当該繰入額を「繰入金」という。）に充てるものとする。

イ 基金協会は、畜産特別資金に係る保証債務の弁済によって取得した求償権（以下「求償権」という。）の回収に努めるものとする。このうち、拡大基金をもって行った代位弁済の額に相当する求償権の一部又は全部の回収を行った場合は、当該回収額から信用基金へ納付した額及び納付することが予定されている額の合計額を差し引いた額を拡大基金へ繰り入れるものとする。

ウ 基金協会は、求償権の償却を行った場合には、当該事業年度の決算終了後、速やかに別紙様式第6号の畜産特別資金融通円滑化事業に係る求償権償却通知書により、中央畜産会を經由し、理事長に通知するものとする。

エ 拡大基金（繰入金を含む。以下同じ。）は、次の場合を除き、これを使用してはならないものとする。

(ア) 畜産特別資金に係る保証債務の弁済に充てる場合

(イ) アの補助金及び繰入金をウに基づく畜産特別資金の求償権の償却（平成21年度以前に償却したものを含む。）に伴う基金協会の負担に係る費用への補填に充てる場合

(ウ) オにより中央畜産会に補助金を納付する場合

(エ) その他理事長の承認を得て、中央畜産会会長が別に定める場合

オ 基金協会は、この事業の畜産特別資金に係る債務の保証に関する業務が終了（基金協会がこの事業の畜産特別資金に係るすべての保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。以下同じ。）後、当該基金協会に拡大基金の残額がある場合又は第7の事業への移行後、毎事業年度の決算の結果拡大基金に残額が生じることが見込まれる場合には、その残額のうち、1による補助を受けた割合に応じて算出される額又は理事長の指示のあった額の円滑化資金を中央畜産会に返還するものとする。

カ 中央畜産会は、基金協会からオによる返還を受けたときは、当該返還を受けた額を機構に返還するものとする。

3 円滑化資金の交付等

(1) 円滑化資金の交付

ア 基金協会は、拡大基金の拡大強化を行う場合あっては、あらかじめ別紙様式第5号による事業計画を作成し、都道府県を通じて理事長に協議するものとする。

イ 中央畜産会は、アの協議の整った基金協会に対し、拡大基金の拡大強化に要する経費の一部を補助するものとする。ただし、当該補助の実施は平成21年度までとする。

(2) 事業実施期間

この事業は、平成22年度をもって終了とする。

第7 畜産特別資金保証円滑化事業

1 事業の種目

基金協会に対する、別表1に掲げる畜産特別資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却（平成21年度及びそれ以前に償却したものを含む。以下「代位弁済等」という。）に伴う費用の一部に充てるための畜産特別資金保証円滑化交付金（以下「保証円滑化交付金」という。）の交付

2 事業の要件等

(1) 代位弁済等申請書の提出等

ア 基金協会は、平成22年7月1日以降に代位弁済等費用への補填の申請を行おうとする場合には、代位弁済等申請書を作成し、あらかじめ都道府県知事と協議の上、公募団体及び中央畜産会（以下「公募団体等」という。）に提出するものとする。

イ 公募団体等は、アの代位弁済等申請書を審査の上、当該代位弁済額等（当該保証債務及び求償権に係る信用基金からの保険金受領額又はその予定額を除く。）に4分の1（ただし、第6の2の(3)において5分の1以上の率が認められている基金協会にあっては、8分の3、別表1の14号の資金に係る平成25年3月15日の貸付及び16号の資金にあっては、2分の1）を乗じて得た額を限度額として、代位弁済等申請書の承認を行うものとする。

ウ イの承認は、次に掲げる事項に該当する場合には行わないものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)に該当することについて、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合は、この限りではない。

(ア) 第2の1の2)の(1)及び2の2)の(1)に定める借換対象資金及び借入希望者の要件を満たしていない場合

(イ) 都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画において不実の記載が認められる場合

(ウ) 別表1の15号及び16号の資金にあっては、信用基金との間に保険関係が成立していない保証債務の場合

(エ) 畜産特別資金の償還が困難であると認められない場合

(オ) この要綱及び第9の1に基づき要領等の規定に違反することが認められる場合

(2) 保証円滑化交付金の交付等

ア 基金協会は、(1)のイの承認を受けた場合はその日から起算して6か月以内に中央畜産会に対して保証円滑化交付金の交付を申請できるものとする。

イ 公募団体等は、アの規定に基づき基金協会からの申請を受けた場合

には、当該基金協会に対して、保証円滑化交付金を交付するものとする。

なお、この場合において、公募団体等は、申請を行う基金協会が保有する代位弁済の財源となる資金等への都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、融資機関等からの拠出等（第6の2の（2）の出資金等を含む。）が実施されていることを確認した上で交付するものとする。

（3）保証円滑化交付金の返還等

ア 基金協会は、畜産特別資金に係る保証債務の弁済によって取得した基金協会の求償権（以下「求償権」という。）について、融資機関と協力して回収に努めるものとする。

イ 基金協会は、交付を受けた保証円滑化交付金を、畜産特別資金に係る代位弁済等費用への補填に充てることができるものとする。

ウ 基金協会は、この事業の畜産特別資金に係る債務の保証に関する業務が終了した場合において、当該基金協会に交付された保証円滑化交付金からイの求償権の償却に係る経費に充てた額を差し引いた結果、残額がある場合には、当該残額を公募団体等に返還するものとする。

エ 基金協会は、平成22年度以降イにより求償権の償却を行った場合には、当該事業年度の決算終了後速やかに求償権償却通知書を作成し、都道府県知事に報告するとともに、公募団体等に通知するものとする。

オ 公募団体等は、保証円滑化交付金の交付後に（1）のウの（ア）から（エ）までに掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、基金協会の責めに帰することができない場合を除き、基金協会に対し、保証円滑化交付金の返還を命じるものとする。

（4）事業の実施期間

この事業の実施期間は、畜産特別資金に係る債務の保証に関する業務の終了をもって終了とする。

第8 畜産特別資金融通円滑化特別事業

1 事業の種目

基金協会が信用基金の保証保険事業の基盤強化を図るため行う信用基金への出資に対する基金協会への補助金の交付

2 事業の要件等

（1）補助対象基金協会

この事業の補助対象基金協会は、畜産特別資金に係る債務の保証を行う基金協会のうち、別表8に掲げる基金協会とする。

（2）補助対象事業

この事業の補助対象事業は、基金協会が、畜産特別資金に係る債務保証の円滑化を図るため、信用基金に出資を行うことにより、保証保険の基盤を強化する事業とする。

（3）出資金の管理等

ア 基金協会は、1により中央畜産会から補助金の交付を受け、信用基金に対して出資を行った場合には、当該補助金を基金協会の基金の他

の部分と区分するとともに、当該補助金に係る出資金を他の出資金と区分して管理するものとする。

イ 信用基金は、(1)の基金協会からの出資金を他の出資金と区分して畜産特別資金保険準備資金として管理するものとし、その運用によって得た利息その他益金は、当該資金へ繰り入れるものとする。

ウ 基金協会は、信用基金が畜産特別資金に係る保証保険の業務を終了した場合において、その持分を譲り渡したときは、1により中央畜産会から受けた補助金の金額に相当する額を限度として、出資金の原資の負担割合に応じて算出した額を中央畜産会に返還するものとする。

エ 中央畜産会は、ウの返還を受けたときは、当該返還を受けた額を機構に返還するものとする。

3 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

ア 基金協会は、2の(2)の信用基金に対する出資を行うに当たっては、あらかじめ別紙様式第7号による事業計画を作成し、都道府県を通じて理事長に協議するものとする。

イ 中央畜産会は、アの協議が整った基金協会に対し、2の(2)による出資に要する経費を補助するものとする。ただし、当該補助の実施は平成21年度までとする。

(2) 事業実施期間

この事業の実施期間は、信用基金が畜産特別資金に係る保証保険の業務の終了をもって終了とする。

第9 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体等は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

県団体は、事業の実施に当たっては、毎年度、事業の実施計画を作成し、都道府県知事に協議の上、公募団体等に提出するものとする。

3 事業の委託

(1) 公募団体等は、この事業の一部を都道府県、都道府県知事が指定する信用農業協同組合連合会、その他理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

(2) (1)の規定により委託する場合、委託要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

第10 事業の推進指導等

1 公募団体等は、畜産経営維持緊急支援資金融通事業の事業実施主体と連携し、この事業及び畜産経営維持緊急支援資金融通事業を一体的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

- 2 公募団体等は、全国及び地域が一体的に取り組み、効率的な実施となるよう努めるものとする。
- 3 公募団体等は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努めるとともに、この事業の趣旨及び内容の周知徹底、借入者の経営の改善に向けた的確かつ効率的な指導及び助言に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 4 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨及び内容の周知徹底、融資機関その他の関係機関に対する指導及び助言、借入者に対する必要な指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 5 県団体は、当該県において、大家畜又は養豚経営改善のために大家畜・養豚特別支援資金及び改善緊急支援資金が必要であると思慮される経営体の早期把握に努めるものとする。
- 6 県団体は、公募団体等及び都道府県の指導の下、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨及び内容の周知徹底、融資機関その他の関係機関に対する指導及び助言、借入者に対する必要な指導その他必要な支援に努めるものとする。

第 11 利子補給金の返還等

公募団体等が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められる場合は、次により措置するものとする。

- 1 公募団体等は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表 9 に定める利息相当額を加算して得た額(以下「返還金」という。)を別表 10 に定める期限内に公募団体等に納付させる。
- 2 公募団体等は、1 の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、1 の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。
- 3 公募団体等は、1 の返還金及び 2 の延滞金を速やかに機構に納付するものとする。

第 12 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表 11 により、公募団体等が第 2 から第 8 までの事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 13 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

公募団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第 8 号の畜産特別資金融通事業補助金交付申請書を作成の上、理事長に提出しその承認を受けることとする。

2 変更承認申請

公募団体等は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第 9 号の畜産特別資金融通

事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けることとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第10号の畜産特別資金融通事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業遂行状況等の報告

公募団体等は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別紙様式第11号の畜産特別資金融通事業遂行状況報告書を作成し、翌月の月末までに理事長に提出するものとする。ただし、遂行状況報告の提出期間内に概算払請求を行う場合は、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第14 事業の実績報告等

- 1 融資機関及び県団体は、毎年度終了後遅滞なく、公募団体等に対して事業実績の報告を行うものとする。

公募団体等は、提出された報告を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、別紙様式第12号の畜産特別資金融通事業実績報告書を翌年度の4月20日までに理事長に報告するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日までとする。

- 2 融資機関は、都道府県知事等から要求があった場合には、大家畜・養豚特別支援資金及び改善緊急支援資金の貸付状況につき、別紙様式第13号に準じて作成し都道府県知事等に報告するものとする。

第15 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体等は、機構に対して第13の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体等は、1のただし書により申請をした場合において、第14の1に係る事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費

税等相当額が明らかになった場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告しなければならない。

- 3 公募団体等は、1のただし書により申請をした場合において、第14の1に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は、別紙様式第14号の畜産特別資金融通事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第16 帳簿の整備保管等

- 1 公募団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体等に対し調査し、又は報告を求めることがあるものとする。

別表 1

| 畜産特別資金の区分 | |
|-----------|---|
| 1 | 廃止前の肉畜経営改善資金特別融通事業助成実施要綱（昭和 57 年 10 月 13 日付け 57 畜団第 1263 号）で定める肉畜経営改善資金 |
| 2 | 廃止前の肉用牛経営合理化資金特別融通助成事業実施要綱（昭和 60 年 7 月 16 日付け 60 畜団第 873 号）で定める肉用牛経営合理化資金 |
| 3 | 廃止前の養豚経営合理化資金特別融通助成事業実施要綱（昭和 63 年 11 月 1 日付け 63 畜団第 1145 号）で定める養豚経営合理化資金 |
| 4 | 廃止前の養豚経営安定資金特別融通助成事業実施要綱（平成元年 5 月 29 日付け元畜団第 646 号）で定める養豚経営安定資金 |
| 5 | 廃止前の酪農経営負債整理資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める酪農経営負債整理資金 |
| 6 | 廃止前の大家畜経営体質強化資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める大家畜経営体質強化資金 |
| 7 | 廃止前の大家畜経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める大家畜経営活性化資金 |
| 8 | 廃止前の養豚経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める養豚経営活性化資金 |
| 9 | 廃止前の大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める大家畜経営改善支援資金 |
| 10 | 廃止前の養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）で定める養豚経営改善支援資金 |
| 11 | 廃止前の大家畜特別支援資金融通事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 107 号）で定める大家畜特別支援資金 |
| 12 | 廃止前の養豚特別支援資金融通事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 108 号）で定める養豚特別支援資金 |
| 13 | 廃止前の畜産特別資金融通事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 287 号）で定める大家畜・養豚特別支援資金 |
| 14 | 廃止前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 5215 号）で定める大家畜・養豚特別支援資金 |
| 15 | 畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）で定める大家畜・養豚特別支援資金 |
| 16 | 畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）で定める改善緊急支援資金 |

別表 2

| 資金名 | 貸付年度 | 融資機関の貸付金利 (%) | 貸付利率 (%) | | | | 利子補給率 (%) | | | |
|-----------|----------------------|---------------|----------|------|------|------|-----------|------|------|------|
| | | | 一般 | 特認 | 経営継承 | 残高借換 | 一般 | 特認 | 経営継承 | 残高借換 |
| 大家畜特別支援資金 | 平成 25 年度 (5 月 31 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 25 年度 (11 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 25 年度 (3 月 20 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 26 年度 (4 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 26 年度 (5 月 31 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 26 年度 (11 月 30 日) | 2.05 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (5 月 31 日) | 2.05 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (11 月 30 日) | 1.95 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (12 月 25 日) | 1.95 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (1 月 29 日) | 1.85 | 0.60 | 0.60 | 0.60 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (2 月 29 日) | 1.70 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (5 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (6 月 30 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (8 月 1 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (8 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (9 月 30 日) | 1.50 | 0.20 | 0.20 | 0.20 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (10 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (11 月 30 日) | | | | | — | | | | — |
| | 平成 29 年度 (5 月 31 日) | | | | | | | | | |
| | 平成 29 年度 (11 月 30 日) | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度 (5 月 31 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 25 年度 (11 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 25 年度 (3 月 20 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|------|------|------|------|---|------|------|------|---|
| 養豚特別支援資金 | 平成 26 年度 (4 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 26 年度 (5 月 31 日) | 2.25 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 26 年度 (11 月 30 日) | 2.05 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (5 月 31 日) | 2.05 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (11 月 30 日) | 1.95 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (12 月 25 日) | 1.95 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (1 月 29 日) | 1.85 | 0.60 | 0.60 | 0.60 | — | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| | 平成 27 年度 (2 月 29 日) | 1.70 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (5 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (6 月 30 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (8 月 1 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (8 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (9 月 30 日) | 1.50 | 0.20 | 0.20 | 0.20 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (10 月 31 日) | 1.40 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | — | 1.05 | 1.05 | 1.05 | — |
| | 平成 28 年度 (11 月 30 日) | | | | | — | | | | — |
| | 平成 29 年度 (5 月 31 日) | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 (11 月 30 日) | | | | | | | | | | |

注：融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とする。

別表 2-1

| 資金名 | 貸付年度 | 融資機関の 貸付金利 (%) | 貸付利率 (%) | 利子補給率 (%) |
|--------------|-------------------------|-------------------|----------|--------------|
| 畜産経営改善緊急支援資金 | 平成 25 年度 (5 月 31 日) | 2.25 | 1.00 | 1.01 |
| | 平成 25 年度 (8 月 31 日) | 2.45 | 1.20 | 1.01 |
| | 平成 25 年度 (11 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.01 |
| | 平成 25 年度 (2 月 28 日) | 2.15 | 0.90 | 1.01 |
| | 平成 25 年度 (3 月 20 日) | 2.25 | 1.00 | 1.01 |
| | 平成 26 年度 (4 月 30 日) | 2.25 | 1.00 | 1.01 |

| | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|
| 平成 26 年度 (5 月 31 日) | 2. 2 5 | 1. 0 0 | 1. 0 1 |
| 平成 26 年度 (8 月 31 日) | 2. 1 5 | 0. 9 0 | 1. 0 1 |
| 平成 26 年度 (11 月 30 日) | 2. 0 5 | 0. 8 0 | 1. 0 1 |
| 平成 26 年度 (2 月 28 日) | 1. 9 5 | 0. 7 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (5 月 31 日) | 2. 0 5 | 0. 8 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (8 月 31 日) | 1. 9 5 | 0. 7 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (11 月 30 日) | 1. 9 5 | 0. 7 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (12 月 25 日) | 1. 9 5 | 0. 7 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (1 月 29 日) | 1. 8 5 | 0. 6 0 | 1. 0 1 |
| 平成 27 年度 (2 月 29 日) | 1. 7 0 | 0. 4 0 | 1. 0 5 |

注：融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とする。

別表 3

| 畜産特別資金の借り入れに際し作成した計画 |
|---|
| 1 廃止前の大家畜経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱第 2 の 1 の (3) のアの規定に基づく大家畜経営活性化計画及び融資機関支援計画 |
| 2 廃止前の養豚経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱第 2 の 1 の (3) のアの規定に基づく養豚経営活性化計画及び融資機関支援計画 |
| 3 廃止前の大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱第 3 の 4 の規定に基づく大家畜経営改善計画及び融資機関支援計画 |
| 4 廃止前の養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱第 3 の 4 の規定に基づく養豚経営改善計画及び融資機関支援計画 |
| 5 廃止前の大家畜特別支援資金融通事業実施要綱第 4 の 4 の (1) 及び (2) の規定に基づく大家畜経営改善計画及び融資機関支援計画 |
| 6 廃止前の養豚特別支援資金融通事業実施要綱第 4 の 4 の (1) 及び (2) の規定に基づく養豚経営改善計画及び融資機関支援計画 |
| 7 廃止前の畜産特別資金融通事業実施要綱第 3 の 2 の (5) 及び (6) の規定に基づく大家畜経営改善計画及び融資機関支援計画 |
| 8 廃止前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱第 3 の 2 の (5) 及び (6) の規定に基づく経営改善計画及び融資機関支援計画 |

別表 4

1 大家畜経営体質強化資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 一般 | | 特認 | |
|--------------------|---|----|----|----|----|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 |
| 酪農経営 | 搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛(以下「乳用成雌牛」という。) | 15 | | 25 | |
| 肉用牛繁殖経営 | 子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛(以下「肉専用種繁殖雌牛」という。) | 5 | 15 | 10 | 30 |
| 肉専用種肥育経営 又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛(以下「肉専用種肥育牛」という。) | 10 | 30 | 20 | 60 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛(以下「乳用種肥育牛」という。) 又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育育成牛(以下「乳用種ほ育育成牛」という。) | 15 | 45 | 30 | 90 |

2 大家畜経営活性化資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 一般 | | 特認 | | 円滑化 個人 |
|--------------------|------------------|----|----|----|----|-----------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 15 | | 25 | | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 5 | 15 | 10 | 30 | 10 |
| 肉専用種肥育経営 又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 10 | 30 | 20 | 60 | 20 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛 | 15 | 45 | 30 | 90 | 30 |

3 養豚経営活性化資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 一般 | | 特認 | | 円滑化 個人 |
|--------------|---------------------------|-----|-----|-----|------|-----------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的としたおおむね6か月齢以上の繁殖雌豚 | 30 | 90 | 45 | 135 | 45 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚 | 300 | 900 | 450 | 1350 | 450 |

4 大家畜経営改善支援資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 一般 | | 特認 | | 経営継承 |
|--------------------|------------------|----|----|----|----|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 15 | | 25 | | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 5 | 15 | 10 | 30 | 10 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 10 | 30 | 20 | 60 | 20 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛 | 15 | 45 | 30 | 90 | 30 |

5 養豚経営改善支援資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 一般 | | 特認 | | 経営継承 |
|--------------|---------------------------|-----|-----|-----|------|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的としたおおむね6カ月齢以上の繁殖雌豚 | 30 | 90 | 45 | 135 | 45 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚 | 300 | 900 | 450 | 1350 | 450 |

6 大家畜特別支援資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営継承 |
|--------------------|------------------|------|----|----|----|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 15 | | 25 | | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 5 | 15 | 10 | 30 | 10 |
| 肉専用種肥育経営又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 10 | 30 | 20 | 60 | 20 |
| 乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営 | 乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛 | 15 | 45 | 30 | 90 | 30 |

7 養豚特別支援資金

(単位:頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営継承 |
|--------------|---------------------------|------|-----|-----|------|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的としたおおむね6カ月齢以上の繁殖雌豚 | 30 | 90 | 45 | 135 | 45 |
| 養豚肥育経営又は一貫経営 | 肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚 | 300 | 900 | 450 | 1350 | 450 |

8 畜産特別支援資金

(1) 大家畜経営

(単位：頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営承継 |
|----------------------------|----------------------|------|----|----|----|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 15 | | 25 | | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 5 | 15 | 10 | 30 | 10 |
| 肉専用種肥育経営 又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 10 | 30 | 20 | 60 | 20 |
| 乳用種肥育経営又 は乳用種ほ育育成 経営 | 乳用種肥育牛又は乳用 種ほ育育成牛 | 15 | 45 | 30 | 90 | 30 |

(2) 養豚経営

(単位：頭)

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営承継 |
|------------------|-----------------------------------|------|-----|-----|------|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的とした おおむね6カ月齢以上の 繁殖雌豚 | 30 | 90 | 45 | 135 | 45 |
| 養豚肥育経営又 は一貫経営 | 肥育を目的としたおお むね30kg以上の肥育豚 | 300 | 900 | 450 | 1350 | 450 |

9 大家畜・養豚特別支援資金

(1) 大家畜経営

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営承継 |
|----------------------------|----------------------|------|----|----|----|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 酪農経営 | 乳用成雌牛 | 15 | | 25 | | 25 |
| 肉用牛繁殖経営 | 肉専用種繁殖雌牛 | 5 | 15 | 10 | 30 | 10 |
| 肉専用種肥育経営 又は一貫経営 | 肉専用種肥育牛 | 10 | 30 | 20 | 60 | 20 |
| 乳用種肥育経営又 は乳用種ほ育育成 経営 | 乳用種肥育牛又は乳用 種ほ育育成牛 | 15 | 45 | 30 | 90 | 30 |

(2) 養豚経営

| 経営の種類 | 家畜の種類 | 経営改善 | | 特認 | | 経営承継 |
|------------------|-----------------------------------|------|-----|-----|------|------|
| | | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 個人 |
| 養豚繁殖経営 | 子豚生産を目的とした おおむね6カ月齢以上の 繁殖雌豚 | 30 | 90 | 45 | 135 | 45 |
| 養豚肥育経営又 は一貫経営 | 肥育を目的としたおお むね30kg以上の肥育豚 | 300 | 900 | 450 | 1350 | 450 |

別表5

| 資金名 | 貸付年度 | 融資期間 の貸付金利 | 利子補給率 | | 貸付利率 | | 償還期限 (うち据置期間) | |
|-----------|------------|---------------|-------|------|------|--------|------------------|--------|
| | | | 一般 | 特認 | 一般 | 特認 | 一般 | 特認 |
| | | | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 |
| 大家畜体質強化資金 | 63 (要綱制定時) | 7.00 | 2.40 | 2.35 | 4.05 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) |
| | 63 (貸付時) | 6.85 | 2.27 | 2.25 | 4.05 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) |
| | 元 (貸付時) | 7.00 | 2.15 | 2.35 | 4.35 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) |
| | 2 (貸付時) | 7.95 | 2.45 | 2.99 | 5.00 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) |
| | 3 (貸付時) | 7.95 | 2.65 | 2.99 | 4.80 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) |
| 4 (貸付時) | 6.90 | 2.11 | 2.99 | 4.30 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) | |

(年、%)

| 資金名 | 貸付年度 | 融資期間 の貸付金利 | 利子補給率 | | | 貸付利率 | | | 償還期限 (うち据置期間) | | | |
|-------------|------------|---------------|-------|------|---------------|------|------|---------------|------------------|--------|---------------|--------|
| | | | 一般 | 特認 | 円滑化 (経営承認) | 一般 | 特認 | 円滑化 (経営承認) | 一般 | 特認 | 円滑化 (経営承認) | |
| | | | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | |
| 大家畜経営活性化資金 | 5 (要綱制定時) | 6.60 | 2.11 | 2.11 | 2.11 | 4.00 | 3.50 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 5 (貸付時) | 6.00 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 3.80 | 3.50 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 6 (貸付時) | 6.00 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 3.80 | 3.50 | 3.50 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 7 (貸付時) | 4.90 | 1.42 | 1.42 | 1.42 | 3.15 | 3.15 | 3.15 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 8 (貸付時) | 4.80 | 1.46 | 1.46 | 1.46 | 3.00 | 3.00 | 3.00 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 9 (貸付時) | 3.50 | 1.05 | 1.05 | 1.05 | 2.20 | 2.20 | 2.20 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 10 (貸付時) | 2.30 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 1.10 | 1.10 | 1.10 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 11 (貸付時) | 3.10 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 1.90 | 1.90 | 1.90 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 12 (貸付時) | 3.35 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 2.10 | 2.10 | 2.10 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 養豚経営活性化資金 | 5 (要綱制定時) | 6.60 | 2.11 | 2.11 | 2.11 | 4.00 | 3.50 | 3.50 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| | | 5 (貸付時) | 6.00 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 3.80 | 3.50 | 3.50 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| | | 6 (貸付時) | 6.00 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 3.80 | 3.50 | 3.50 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| 7 (貸付時) | | 4.90 | 1.42 | 1.42 | 1.42 | 3.15 | 3.15 | 3.15 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 8 (貸付時) | | 4.80 | 1.46 | 1.46 | 1.46 | 3.00 | 3.00 | 3.00 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 9 (貸付時) | | 3.50 | 1.05 | 1.05 | 1.05 | 2.20 | 2.20 | 2.20 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 10 (貸付時) | | 2.30 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 1.10 | 1.10 | 1.10 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 11 (貸付時) | | 3.10 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 1.90 | 1.90 | 1.90 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 12 (貸付時) | | 3.35 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 2.10 | 2.10 | 2.10 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 大家畜経営改善支援資金 | | 13 (貸付時) | 2.85 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.60 | 1.60 | 1.60 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) |
| | | 14 (貸付時) | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.30 | 1.30 | 1.30 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) |
| | | 15 (貸付時) | 2.75 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.50 | 1.50 | 1.50 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) |
| | 16 (貸付時) | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 17 (貸付時) | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 18 (貸付時) | 3.15 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.90 | 1.90 | 1.90 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 19 (貸付時) | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.80 | 1.80 | 1.80 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 19 (貸付時) | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 15 (3) | 20 (3) | 25 (5) | |
| | 養豚経営改善支援資金 | 13 (貸付時) | 2.85 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.60 | 1.60 | 1.60 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| | | 14 (貸付時) | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.30 | 1.30 | 1.30 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| | | 15 (貸付時) | 2.75 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.50 | 1.50 | 1.50 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| | | 16 (貸付時) | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) |
| 17 (貸付時) | | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 18 (貸付時) | | 3.15 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.90 | 1.90 | 1.90 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 19 (貸付時) | | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.80 | 1.80 | 1.80 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |
| 19 (貸付時) | | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.70 | 1.70 | 1.70 | 7 (3) | 10 (3) | 15 (5) | |

(年、%)

| 資金名 | 貸付年度 | 融資期間 の貸付金利 | 利子補給率 | | | | 貸付利率 | | | | 償還期限 (うち据置期間) | | | | |
|-----------|----------|---------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------------------|--------|--------|--------|---|
| | | | 一般 | 特認 | 経営承認 | 残高倍換 | 一般 | 特認 | 経営承認 | 残高倍換 | 一般 | 特認 | 経営承認 | 残高倍換 | |
| | | | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | 以内 | |
| 大家畜特別支援資金 | 20 (貸付時) | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.80 | 1.80 | 1.80 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 21 (貸付時) | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.80 | 1.80 | 1.80 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 21 (貸付時) | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.70 | 1.70 | 1.70 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 22 (貸付時) | 2.85 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.60 | 1.60 | 1.60 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 22 (貸付時) | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 23 (貸付時) | 2.75 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.50 | 1.50 | 1.50 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 23 (貸付時) | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 23 (貸付時) | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | — | |
| | 24 (貸付時) | 2.45 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | 25 (5) | |
| | 24 (貸付時) | 2.45 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 15 (3) | 25 (5) | 25 (5) | 25 (5) | |
| | 養豚特別支援資金 | 20 (貸付時) | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.80 | 1.80 | 1.80 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — |
| | | 21 (貸付時) | 3.05 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.80 | 1.80 | 1.80 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — |
| 21 (貸付時) | | 2.95 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.70 | 1.70 | 1.70 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 22 (貸付時) | | 2.85 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.60 | 1.60 | 1.60 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 22 (貸付時) | | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 23 (貸付時) | | 2.75 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.50 | 1.50 | 1.50 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 23 (貸付時) | | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 23 (貸付時) | | 2.55 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — | 1.30 | 1.30 | 1.30 | — | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | — | |
| 24 (貸付時) | | 2.45 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | 15 (5) | |
| 24 (貸付時) | | 2.45 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | 15 (5) | |
| 24 (貸付時) | | 2.45 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 1.20 | 7 (3) | 15 (5) | 15 (5) | 15 (5) | |

別表 6

| 資金名 | 年 度 | 貸付利率 (%) | | 利子補助率 (%) | |
|-----------------|----------|----------|------------|-----------|------------|
| | | 一 般 | 特 認 円滑化 | 一 般 | 特 認 円滑化 |
| 体質強化資金 大家畜経営 | 昭和 63 年度 | 4.05 | 3.50 | 1.05 | 0.50 |
| | 平成元年度 | 4.35 | 3.50 | 1.35 | 0.50 |
| | 平成 2 年度 | 5.00 | 3.50 | 2.00 | 0.50 |
| | 平成 3 年度 | 4.80 | 3.50 | 1.80 | 0.50 |
| | 平成 4 年度 | 4.30 | 3.50 | 1.30 | 0.50 |
| 活性化資金 大家畜経営 | 平成 5 年度 | 3.80 | 3.50 | 0.80 | 0.50 |
| | 平成 6 年度 | 3.80 | 3.50 | 0.80 | 0.50 |
| | 平成 7 年度 | 3.15 | 3.15 | 0.15 | 0.15 |
| | | 一 般 | 特 認 | 一 般 | 特 認 |
| 活性化資金 養豚経営 | 平成 5 年度 | 3.80 | 3.50 | 0.80 | 0.50 |
| | 平成 6 年度 | 3.80 | 3.50 | 0.80 | 0.50 |
| | 平成 7 年度 | 3.15 | 3.15 | 0.15 | 0.15 |

注：1 貸付利率は、対象資金に係る事業実施要綱で定める貸付利率を用いている。

2 利子補助率は、約定貸付利率が上記利子補助率を下回る場合は、当該約定貸付利率を限度とする。

別表 7

| 基金協会名 | 基金協会名 |
|-------------|--------------|
| 北海道農業信用基金協会 | 長野県農業信用基金協会 |
| 青森県農業信用基金協会 | 鳥取県農業信用基金協会 |
| 岩手県農業信用基金協会 | 岡山県農業信用基金協会 |
| 宮城県農業信用基金協会 | 佐賀県農業信用基金協会 |
| 秋田県農業信用基金協会 | 長崎県農業信用基金協会 |
| 山形県農業信用基金協会 | 熊本県農業信用基金協会 |
| 栃木県農業信用基金協会 | 大分県農業信用基金協会 |
| 茨城県農業信用基金協会 | 宮崎県農業信用基金協会 |
| 群馬県農業信用基金協会 | 鹿児島県農業信用基金協会 |

別表 8

畜産特別資金融通円滑化特別事業の事業対象基金協会及び補助額

| 基金協会 | 補 助 額 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 60年度 | 61年度 | 62年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 北海道農業信用基金協会 | 237,800 | 253,000 | 527,000 | 657,215 | 537,200 | 658,300 | 1,008,600 | 290,700 | 323,400 | 322,400 | 331,000 | 445,000 | 439,400 | 440,600 | 243,500 |
| 青森県 " | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,000 | 18,300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 " | 21,700 | 15,500 | 26,600 | 93,145 | 125,100 | 116,800 | 17,700 | 30,800 | 31,400 | 30,700 | 31,700 | 40,800 | 37,900 | 39,100 | 20,800 |
| 宮城県 " | 12,400 | 11,700 | 17,100 | 20,995 | 18,500 | 7,300 | 24,000 | 6,400 | 0 | 5,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 秋田県 " | 31,300 | 28,100 | 50,200 | 85,410 | 19,100 | 50,100 | 67,200 | 20,200 | 20,400 | 18,600 | 16,700 | 20,200 | 18,100 | 16,600 | 8,600 |
| 山形県 " | 18,300 | 23,300 | 51,200 | 0 | 93,600 | 95,700 | 85,500 | 27,900 | 30,200 | 30,600 | 30,000 | 37,600 | 34,300 | 32,900 | 17,000 |
| 栃木県 " | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,700 | 11,400 | 8,900 | 13,600 | 22,700 | 25,300 | 23,700 | 12,500 |
| 茨城県 " | 0 | 0 | 0 | 16,835 | 11,500 | 5,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬県 " | 17,600 | 15,900 | 40,400 | 59,410 | 53,800 | 31,100 | 162,900 | 27,500 | 27,300 | 25,400 | 23,900 | 28,000 | 24,800 | 22,500 | 10,800 |
| 長野県 " | 0 | 9,800 | 21,500 | 43,550 | 53,800 | 30,200 | 2,600 | 12,300 | 12,900 | 13,500 | 14,200 | 18,400 | 17,700 | 16,400 | 8,700 |
| 鳥取県 " | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,200 | 10,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岡山県 " | 18,200 | 15,100 | 27,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 佐賀県 " | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,600 | 8,600 | 4,600 |
| 長崎県 " | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,600 | 7,600 | 4,400 |
| 熊本県 " | 17,100 | 16,700 | 30,200 | 49,660 | 101,800 | 82,100 | 78,100 | 27,900 | 26,500 | 22,400 | 20,400 | 26,300 | 25,900 | 25,100 | 13,700 |
| 大分県 " | 13,400 | 10,400 | 20,100 | 50,505 | 22,600 | 21,300 | 7,700 | 12,000 | 14,200 | 13,200 | 14,000 | 17,900 | 16,000 | 16,700 | 8,600 |
| 宮崎県 " | 73,200 | 51,900 | 84,500 | 71,175 | 112,400 | 80,600 | 68,900 | 33,100 | 35,200 | 34,000 | 34,000 | 44,700 | 44,100 | 44,400 | 24,500 |
| 鹿児島県 " | 39,000 | 48,600 | 103,600 | 152,100 | 150,600 | 95,700 | 109,500 | 46,500 | 51,900 | 57,400 | 63,500 | 89,400 | 93,300 | 95,800 | 54,300 |
| 合 計 | 500,000 | 500,000 | 1,000,000 | 1,300,000 | 1,300,000 | 1,300,000 | 1,651,000 | 546,000 | 593,000 | 593,000 | 593,000 | 791,000 | 791,000 | 790,000 | 432,000 |

別表 9

| 利息相当額 | |
|--|---|
| 利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。 | |
| $\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$ | |
| a | : 適用でないと認められた利子補給金の全部又は一部 |
| b | : 利子補給金が融資機関に交付された日から第 11 の 1 の返還金が公募団体等に納付されるまでの日数 |

別表 10

| 納付期限 | |
|--|--|
| 納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして公募団体等が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して 40 日目とする。 | |

別表 11

| 補助対象経費 | | 補助率 |
|--------|-----------------------|-----|
| 1 | 大家畜・養豚特別支援資金等融通事業 | 定額 |
| 2 | 大家畜経営活性化資金等に係る利子補給等事業 | 定額 |
| 3 | 飼料費高騰に対する対策事業 | 定額 |
| 4 | 畜産経営維持緊急支援資金融通円滑化事業 | 定額 |
| 5 | 畜産特別資金融通円滑化事業 | 定額 |
| 6 | 畜産特別資金保証円滑化事業 | 定額 |
| 7 | 畜産特別資金融通円滑化特別事業 | 定額 |